

2026年度版

大学・短期大学・高等専門学校（第4学年以上）・専門課程を置く専修学校
在学中に、給付奨学金（家計急変採用）を希望する皆さんへ

給付奨学金案内（別冊） 家計急変採用

この冊子では、家計急変採用に申請するために必要な書類や要件等について、説明しています。

2026年度在学者の「給付奨学金案内」も併せて確認してください。



JASSO

独立行政法人

日本学生支援機構

Japan Student Services Organization

はじめに

- 給付奨学金（家計急変採用）は、予期できない特定の事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税情報に反映される前に支援の必要がある場合に申し込むことができる給付奨学金です。
- 申込みには、急変した人の事由の証明書や急変後の収入証明書類が必要です。
- 通常の奨学金の募集（春・秋）とは異なり、通年で申込みができます。
- 採用になった後も、3か月～1年ごとに支援区分の見直しが行われます。

重要

以下は通常の給付奨学金と同じです。2026年度在学者用の「給付奨学金案内（青色の表紙）」を確認してください。



第Ⅰ部

2	対象機関（確認大学等）	5頁
3	支給要件及び選考基準	
	（1）大学等への入学時期等に関する要件	6頁
	（2）学業成績等に係る基準	8頁
	（3）家計に係る基準（※）	9頁
	※家計急変採用の収入基準の判定方法は異なりますが、基準は同じです。	
	（4）在留資格等に関する要件（日本国籍でない場合）	14頁
4	支給金額	15頁
5	支給方法	21頁
6	過去に給付奨学金を受けたことのある人の新規申込みの制限	21頁
7	認定の取消し	22頁
8	その他	22頁

第Ⅱ部

3	スカラネットによる申込み	26頁
4	マイナンバー提出等の手続き	30頁

次の頁から、家計急変採用について具体的に説明します

目次

	ページ番号
はじめに	02
1 家計急変採用の対象となる事由	04
2 募集時期	05
3 事由の証明書と事由発生日	05
4 家計急変者の収入証明書類（事由B・事由C・事由Dのみ）	07
5 提出書類一覧	08
6 申込みの流れ	10
7 家計急変採用における収入基準の判定	11
8 支給開始年月	12
9 採用後の手続き	12
おぼえ書き	13
<参考>授業料等の減免について	13
給付奨学金（家計急変採用）確認事項提出書	巻末

2026年度在学者用の「給付奨学金案内」と本冊子を読みながら、必要な書類を用意するとともに、スカラネット入力下書き用紙に必要な事項を記入してください。

1 家計急変採用の対象となる事由

下表に記載の事由に該当し、対応する証明書類を提出できる場合のみ、家計急変採用に申込みができます。該当しない場合は、定期的な募集（春・秋）への申込みをご検討ください。

家計急変の事由	
A	生計維持者の <u>死亡</u>
B	生計維持者が <u>事故又は病気により、3か月以上、就労が困難</u>
C	生計維持者が <u>失職（非自発的失業の場合に限る）</u>
D	生計維持者が <u>震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当</u> ①上記A～Cのいずれかに該当 ②被災により、生計維持者が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生
E	学生本人が父母等による <u>暴力等から避難</u>

重要

以下の場合は、家計急変採用による支援の対象とはなりません。

- 申請時（スカラネット入力完了日）に家計急変の事由が解消（再就職、起業、就労困難解消等）している
※採用後、申請時に事由が解消していたことが判明した場合は、給付奨学生の認定が取り消され、支給済みの奨学金（最大1.4倍）を一括返金することとなります。
- 収入減少を伴わない家計支出の増加
- 生計維持者の定年退職、離婚又は失踪

家計急変の事由に該当し、当該証明書類を提出した場合でも、家計に係る基準（収入基準・資産基準）及び学業成績等に係る基準等や入学時期等に関する要件、在留資格等に関する要件を満たしていなければ、家計急変採用による支援を受けることはできません。

「給付奨学金の家計急変採用に関するQ&A」を機構ホームページに掲載しています。
こちらも参照してください。



2 募集時期

通常、毎年春及び秋に在學校を通じて奨学生の募集を行っていますが、

家計急変採用は通年で申込みを受け付けます。

家計急変の事由が発生した日から原則3か月以内に申請してください。

- (注1) 家計急変の事由が進学前に発生していた場合は、進学後3か月以内に申し込む必要があります。高等専門学校4年次に在学している場合のみ、「進学」を「進級」に読み替えてください。進学月によって、申請可能な事由発生月の対象期間が異なります。

進学月	申請可能な事由発生月の対象期間
2026年4月～2026年9月	2024年1月以降、進学月前月以前
2026年10月～2027年3月	2025年1月以降、進学月前月以前

- (注2) 定期的な募集（春・秋、予約採用）により、すでに給付奨学生である場合も、その後家計が急変したときは申し込むことができます。この冊子と「家計急変により支援区分の変更を希望する給付奨学生の皆さんへ（右の二次元コード）」を確認のうえ、手続きをしてください。



ただし、家計急変採用への変更が認められた場合は、元の定期的な採用（春・秋、予約採用）に戻すことはできません。

- (注3) 給付奨学金の定期的な募集（春・秋）と並行して申し込むことは認められません。

3 事由の証明書 と 事由発生日

事由によって、必要な書類と事由発生日が決まっています。必要な書類を用意してください。家計急変の事由が生じた生計維持者を「家計急変者」と呼びます。

事由A 生計維持者の死亡

証明書類	家計急変事由の発生日
下記のいずれか<コピー可> ・戸籍謄本（抄本） ・住民票除票（死亡日記載）	左記の証明書に記載された 生計維持者が死亡した日

- (注1) 亡くなった方が「家計急変者」となります。

事由B 生計維持者が事故又は病気により、3か月以上、就労が困難

証明書類	家計急変事由の発生日
下記のすべて<コピー可> ・医師による診断書（注2） ・傷病休職中であることの証明書（注3）	診断書に記載された 就労困難な状況が開始した日

- (注2) 医師による診断書には「就労困難な状況が開始した日」及び「就労困難」であること、その期間が「3か月以上」であり、申請日時点においても継続していることの記載が必要です。

- (注3) 雇用されている者が傷病により就労困難となった場合、傷病による休暇（休職）の期間（休職開始日及び終了予定日）について記載された勤務先発行の証明書（様式自由又は所定の様式「休職証明書（家計急変採用提出用）」）の提出が必要です。当該証明書は雇用主に作成を依頼してください。

雇用されている者が申請時点で既に離職している場合や就労困難となった者が個人事業主の場合は、所定の様式「事故又は病気により離職し3か月以上就労が困難な場合の申告書」を記入の上、提出してください。

- (注4) 有給休職中であっても、収入が減少している場合は申込みができますが、収入状況の実績により判定されますので、支援が認められない場合もあります。

事由C 生計維持者が失職（非自発的失業の場合に限る）

証明書類	家計急変事由の発生日
・雇用保険受給資格者証（第1面・第3面・第4面）（注6）（注7）＜コピー可＞	左記の証明書に記載された離職日

（注5）「非自発的失業」とは、雇用保険受給資格者証（又は雇用保険被保険者離職票）において、下表の離職理由コードに該当する場合を指し、これに該当しないときは、家計急変採用による支援の対象とはなりません。

11（1A）解雇（1B及び5E※に該当するものを除く）
12（1B）天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21（2A）特定雇止めによる離職（雇用期間3年以上雇止め通知あり）
22（2B）特定雇止めによる離職（雇用期間3年未満等更新明示あり）
23（2C）特定理由の契約期間満了による離職（雇用期間3年未満等更新明示なし）
31（3A）事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
32（3B）事業所移転に伴う正当な理由のある自己都合退職
33（3C）正当な理由のある自己都合退職（3A、3B又は3Dに該当するものを除く）
34（3D）特定の正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間6月以上12月未満）

※「（5E）被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇」は非自発的失業に該当しません。

（注6）マイナンバーカードを用いて雇用保険手続を行ったために雇用保険受給資格者証の提出ができない場合は、雇用保険受給資格通知を提出してください。

（注7）傷病手当金受給中など、雇用保険受給資格者証の発行ができないために雇用保険受給資格者証の提出ができない場合は、雇用保険被保険者離職票（離職年月日と離職理由コードが記載されたもの）と所定の様式「雇用保険受給資格者証を提出できない場合の事情書」を提出してください。

事由D 生計維持者が震災、火災、風水害等に被災

証明書類	家計急変事由の発生日
・罹災証明書＜コピー可＞	左記の証明書に記載された罹災の日

（注8）生計維持者が被災し、罹災証明書が提出できる場合であっても、4ページの表（家計急変の事由）のD①又は②に該当しない場合は、家計急変採用による支援の対象とはなりません。

事由E 学生本人が父母等による暴力等から避難

証明書類	家計急変事由の発生日
・＜所定の様式＞ 保護証明書（家計急変採用専用）＜原本＞	左記の証明書に記載された 保護施設への入所年月日

（注9）事由Eの申請対象となるのは、次のいずれかに該当する人です。

- ①児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助又は同法第31条の規定による措置延長を受けることとなった者
- ②困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第9条第3項第2号の規定による一時保護を受けることとなった者又は同法第12条に規定する女性自立支援施設に入所することとなった者
- ③その他、上記①又は②に準じる者として、公的機関による保護を受けることとなった者（避難先は公的施設以外の民間シェルター等も含む）

（注10）避難の原因となった方が「家計急変者」となります。

所定の様式や証明書類の見本は、ホームページに掲載しています。



4 家計急変者の収入証明書類（事由B・事由C・事由Dのみ）

事由発生日と申請時期によって、提出が必要な期間が異なります。以下を確認のうえ、家計が急変した生計維持者の収入証明書類を用意してください。※事由A又は事由Eに申請する場合は提出不要です。

証明書類

- 家計が急変した生計維持者の**全ての**収入に関する証明書（課税対象のみ）＜コピー可＞
（例）給与明細書、賞与明細書、帳簿、年金支払通知書
※「給付奨学金（家計急変採用）確認事項提出書」裏面（家計急変者の所得に係るフローチャート）で申告が必要な所得を確認してください。

進学後に家計急変事由が発生した場合

- 事由発生日の翌月分～申請月前月分まで（最大12か月分）
※事由発生日又は翌月に申請する場合は、事由発生日当月分のみ

進学前に家計急変事由が発生した場合

- 事由発生日の翌月分～進学月の前月分まで
（12か月を超える場合は、進学月の前月以前の直近12か月分）
（例）●2025年5月に家計急変事由が発生、2026年4月に進学、5月に申請した場合
⇒2025年6月～2026年3月分の給与明細書等
●2025年2月に家計急変事由が発生、2026年4月に進学、6月に申請した場合
⇒2025年4月～2026年3月分の給与明細書等（最大12か月分のため）

進学前に家計急変事由が発生、事由発生日が2024年1月～2024年12月の場合

- 源泉徴収票又は確定申告書（控）等（いずれも2025年1月～2025年12月分）

重要 収入に関する証明書類の注意点

【共通】

- 複数箇所からの給与又は営業所得、農業所得、不動産所得、年金、雑所得、配当所得、譲渡所得等、**課税される全ての所得を申告する必要があります。**マイナンバー等により、未申告の所得があると採用後に判明した場合には、支給済みの奨学金を一括返金していただくことがあります。
- 収入がない月（給与支給0円、所得額0円以下）であっても、給与明細書又は帳簿等の提出が必要です。**
- 通帳のコピーは提出書類として認められません。

【給与収入の場合】

- 氏名、勤務先名、月ごとの金額（内訳含む）が記載された給与明細書が必要です。
- 賞与がある場合は、賞与明細書の提出も必要です。**
- 給与明細書に支払日（支給日）が併記されている場合は、支払日（支給日）が属する月の収入証明書として扱います。
（例）「4月度給与明細書／5月10日支給」と併記⇒5月分の収入証明書
- 勤務先を退職した場合は、退職の事実関係が確認できる証明書（退職証明書等）の提出が必要です。

【給与収入以外の場合】

- 「事業所名（屋号）」や「事業主名」、月ごとの「売上」「経費」「所得金額（売上から経費を差し引いた金額）」が記載された帳簿が必要です。帳簿を提出する場合は、機構ホームページ掲載の「（様式）自営業等の所得金額計算書」を添付してください。
※役員報酬の場合は給与収入となります。帳簿ではなく、役員報酬明細書を提出してください。
- 月ごとの帳簿を提出する際、売上や経費の計上に関する考え方は確定申告と同じです。
確定申告で経費と認められないものは、機構の審査においても認められません。経費計上できないものが経費に計上されている場合は、機構において金額の修正を行ったうえで、支給額算定基準額を算出する場合があります。
- 廃業した場合は、廃業の事実関係が確認できる証明書（廃業証明書等）の提出が必要です。

収入証明書類の種類及び留意点をホームページに掲載しています。



5 提出書類一覧

必要な書類と提出先です。漏れがないように書類を用意してください。

書類の不備（未提出を含む）があると、通常よりも選考に時間がかかりますので、ご注意ください。

※奨学金の申請に関する提出書類は返却しませんのでご注意ください。

	書類	概要	提出が必要な人	提出先
1	「奨学金確認書兼地方税同意書」及び 申込者本人の身元確認書類	給付奨学金案内 25ページ参照	全員	機構
2	「給付奨学金（家計急変採用）確認事項提出書」	家計急変者や家計急変事由 発生時期等について記入し 提出する書類 (本冊子巻末)	全員	学校
3	家計急変事由に関する証明書類	本冊子5～6ページ参照	全員	学校
4	家計急変者の収入証明書類	本冊子7ページ参照	事由B・事由C・ 事由Dに申請する者	学校
5	在留資格及び在留期間が明記されている証明書	給付奨学金案内 25ページ参照	該当者のみ	学校
6	施設等在籍証明書（施設長発行）、児童 （里親）委託証明書（児童相談所発行）、 措置解除決定通知書（児童相談所発行） 等	給付奨学金案内 25ページ参照	該当者のみ	学校
7	「新たに生まれた子等」の数の申告書 とその証明書類	給付奨学金案内22ページ、 本冊子9ページ参照	該当者のみ	学校

(注) 選考に必要な情報をマイナンバーで取得できない場合

給付奨学金の選考は、あなた及び生計維持者の収入状況等をもとに行いますが、海外赴任等により日本で住民登録がない場合は、選考に必要な情報をマイナンバーで取得できないため、別途の対応が必要となります。このような方は、機構ホームページに掲載している内容に従って、**必要な書類**を提出してください。アとイの両方に該当する場合は、両方の書類が必要です。



ア. 市町村民税の賦課期日（※）時点で、国内に居住していない場合

機構ホームページに掲載している「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」を作成し、必要書類を添付のうえ在學校に提出してください。

※2026年9月以前に申し込む場合：2025年1月1日

2026年10月以降に申し込む場合：2026年1月1日

イ. 海外赴任等によりマイナンバーを提出できない場合

機構ホームページに掲載している「マイナンバーに代わる提出書類（家計急変採用）」を作成し、必要書類を添付のうえ在學校に提出してください。

また、マイナンバー提出用サイトでは「提出できません」を選択してください。

事由ごとに必要書類のチェックシートをホームページに掲載しています。



「新たに生まれた子等」の数の申告

家計急変採用においても、申請時に「新たに生まれた子等」に該当する子等がいた場合、「新たに生まれた子等」の数を申告することができます。「新たに生まれた子等」については、**2026年度在学者用の「給付奨学金案内」22ページ**を確認してください。



家計急変採用における「新たに生まれた子等」の対象期間は、申請日（スカラネット入力完了日）によって異なります。申告できる対象期間は以下のとおりです。

申込期間		対象期間
家計急変採用への申請日 (スカラネット入力完了日)	2026年4月～9月	2025年1月1日～2026年3月31日
	2026年10月～2027年3月	2026年1月1日～2026年8月31日

申告する場合は、家計急変採用の必要書類とあわせて、以下の書類を在学期へ提出してください。

- ① 「新たに生まれた子等」の数の申告書 …………… 在学期に申し出て受け取ってください。
- ② ①の対象となることを示す公的証明書類の写し等…………… 証明書類の具体例は申告書に記載しています。

6 申込みの流れ

1. 必要書類の事前準備

5、6ページに記載の家計急変事由に該当するかを確認し、事由の証明書と家計急変者の収入証明書類（7ページ参照）を準備してください。

2. 在学期に事前相談・申込関係書類の受取り

上記1.の書類を用意したら、速やかに在学期に申込みの相談をしてください。給付奨学金（家計急変採用）への申込みが可能な場合は、在学期から以下の書類が配付されます。

＜申込関係書類＞

- ①奨学金案内ダイジェスト
- ②スカラネット入力下書き用紙（給付・貸与共通）【大学等（大学・短期大学・高等専門学校・専門課程を置く専修学校）用】
- ③「奨学金確認書兼地方税同意書」のセット

3. 必要書類の準備

在学期から申込関係書類を受け取ったら「給付奨学金（家計急変採用）確認事項提出書」を記入してください。また、事前相談の際に、在学期から別途指示があった場合は、それに従って追加書類を準備してください。

インターネットによるマイナンバーの提出に備え、自分と生計維持者のマイナンバーが分かる書類を用意してください。（生計維持者の分は、必ず許可を得たうえで受け取ってください。）

4. 「スカラネット入力下書き用紙」を記入

インターネットで申込みを行う際に入力が必要な情報をあらかじめ「スカラネット入力下書き用紙」に記入してください。

5. 必要書類の提出・識別番号の受取り

上記3.の必要書類を在学期に提出し、インターネットでの申込みに必要な識別番号（ユーザID・パスワード）を受け取ってください。上記4.についても、在学期で確認が必要となる場合があるため、在学期の指示に従ってください。

6. インターネット（スカラネット）による申込み

「スカラネット入力下書き用紙」を見ながら、スカラネットに正確に入力・送信してください。

スカラネット入力には、「奨学金確認書兼地方税同意書」に記載の「申込ID」及び「初期パスワード」も必要となります。**2026年度在学期用の「給付奨学金案内」26ページ**を確認してください。



申込完了後に表示される受付番号を「スカラネット入力下書き用紙」に転記してください。

The image shows a screenshot of the application completion screen on the left and a form on the right. The screenshot shows a 'STEP12 申込完了' (STEP12 Application Completed) message with a green box around the application ID '10999001-204-0000'. The form on the right is the 'スカラネット入力下書き用紙' (Form for entering data into Scaranet) and has a green box around the 'スカラネット入力完了時の受付番号' (Reception number at the time of completion of Scaranet input) field, which contains the number '10999001-204-0000'. An arrow points from the application ID in the screenshot to the reception number in the form.

スカラネット入力下書き用紙①抜粋

7. インターネット（マイナンバー提出用サイト）によるマイナンバー提出等の手続き

スカラネットによる申込みが完了すると、マイナンバー提出用サイトにアクセスできるようになります。

2026年度在学期用の「給付奨学金案内」31ページを確認しながら、マイナンバー提出等の手続きを行ってください。

「奨学金確認書兼地方税同意書」に自署をする生計維持者とスカラネットへ入力する生計維持者は、一致しなければなりません。一致しない場合は選考が遅れますので、ご注意ください。

8. 「奨学金確認書兼地方税同意書」の郵送

上記7.が済んだら**1週間以内**に、**専用の封筒**で直接**機構**に**簡易書留**で郵送してください。

— 申込手続き完了 —

7 家計急変採用における収入基準の判定

家計急変採用における収入基準の判定は、以下のとおりです。なお、支援区分は採用後も一定期間ごとに見直されます。以前から非課税世帯の場合は、定期的な募集（春・秋）への申込みをご検討ください。

ア 支給額算定基準額の算出方法

家計急変採用における「支援区分」は、以下A及びBで算出した**支給額算定基準額（※1）の合計（A+B）**により判定します。

- (※1) 支給額算定基準額＝課税標準額×6%－（市町村民税調整控除額＋市町村民税調整額）（100円未満切り捨て）
- 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、（市町村民税調整控除額＋市町村民税調整額）に3／4を乗じた額となります。
 - 市町村民税所得割が非課税相当の人は、この計算式にかかわらず、支給額算定基準額が0円になります（以下の例外を除きます）。
 - ・ふるさと納税等による寄附金控除、住宅ローン控除、定額減税等の臨時的な減税措置等に基づく税額控除や、市町村民税の減免は、支給額算定基準額に影響しません。これらの適用により所得割が非課税となっても、支給額算定基準額は0円にならない場合があります。

A【家計急変の事由に該当する生計維持者】

申請時に提出された収入証明書類から推算した年間所得の見込額（注1）と、マイナンバー等により取得した住民税情報（注2）を勘案し、支給額算定基準額を算出します。

B【家計急変の事由に該当しない生計維持者と申込者本人】

マイナンバー等により取得した住民税情報（注2）に基づき、支給額算定基準額を算出します。

（注1）例えば、家計急変後の給与明細書5か月分の提出が必要であった場合、ひと月当たりの平均額を算出し、その平均額を12倍することにより年間所得の見込額を算出します。

（注2）2026年9月までにスカラネット入力が完了した場合は、2024年（1月1日～12月31日）分の収入に基づく2025年度住民税情報を使用します。

2026年10月以降にスカラネット入力が完了した場合は、2025年（1月1日～12月31日）分の収入に基づく2026年度住民税情報を使用します。

上記アの方法で算出した**支給額算定基準額の合計（A+B）**を、下表イに当てはめて判定します。

イ 支援区分の判定

支援区分	収入基準
第Ⅰ区分	あなたと生計維持者の市町村民税所得割が非課税相当であること。具体的には、あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円未満であること
第Ⅱ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が100円以上25,600円未満であること
第Ⅲ区分	あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること
第Ⅳ区分（※2）	あなたと生計維持者の支給額算定基準額の合計が51,300円以上154,500円未満であること

（※2）第Ⅳ区分については、[2026年度在学者用の「給付奨学金案内」17ページ](#)で説明します。
なお、家計急変採用においては、「多子世帯に属している」ことを以下の時点で確認します。

2026年9月までにスカラネット入力が完了した場合：
2024年12月31日時点において、生計維持者が扶養している子どもに該当する者の数。

2026年10月以降にスカラネット入力が完了した場合：
2025年12月31日時点において、生計維持者が扶養している子どもに該当する者の数。

家計急変の事由に該当しない生計維持者とあなたの支給額算定基準額（上記B）の合計が154,500円以上の場合は、家計急変の事由に該当する者の収入等にかかわらず、給付奨学金の支援対象になりません。

（注3）多子世帯に該当する場合は、授業料等減免の支援対象となる場合があります。多子世帯の支援については、[2026年度在学者用の「給付奨学金案内」17ページ](#)で説明します。

進学資金シミュレーターで収入基準に該当するか、おおよその目安として確認できます。
シミュレーション内の申込方法選択画面では、あなたの申込時期に合わせて
「春の在学採用」「秋の在学採用」のいずれかを選択してください。
2026年9月までにスカラネット入力が完了した場合：「春の在学採用」を選択
2026年10月以降にスカラネット入力が完了した場合：「秋の在学採用」を選択



8 支給開始年月

支給開始年月とは、給付の始期を表す年月で、採用決定の年月とは異なります。

家計急変採用においては、原則スカラネットから申請をした年月（スカラネット入力完了年月）が支給開始年月となります。ただし、家計急変の事由が進学前に発生しており、進学後3か月以内に申請した場合は、進学した年月が支給開始年月となります。

9 採用後の手続き

奨学生に採用になった後も、必要な手続きがあります。

あなたが必要な手続きを理解し、定められた期間内に手続きを行ってください。手続きが遅くなった場合や手続きをしなかった場合は、支給が止まることや、支給を受ける資格を失うことがあります。

適格認定（家計）

支給開始年月から6か月経過後、3か月ごと（提出された収入証明書類を累加して年間所得を推算し、提出済みの収入証明書類が12か月分以上となった後は1年ごと）に、収入に係る基準（11ページ参照）による支援区分の見直しを行います。支援区分見直しスケジュールについては、以下③を確認してください。

また、使用する住民税情報の年度が切り替わる支援区分見直しにおいて、直近であなたが報告した資産額、及び生計維持者が扶養している子等の数に基づき支援対象となるかの判定を行います。

- ①確認の結果、支援区分の見直しごとに奨学金の支給が止まることや、支給額が変わることがあります。
- ②家計急変採用者（事由A及び事由Eを除く）は、上記の期間ごとに「家計急変現況届」及び添付書類の提出が必要です。期日までに必要な書類が提出されない場合は、支援区分の見直しができないため、支給が遅れることや、その期間の支給が停止となることがあります。書類の提出期限は在学期に確認してください。なお、支援区分の見直しの際に「新たに生まれた子等」の申告をすることができ、申告の内容は見直し時の多子世帯の判定に用います。提出できる対象期間は在学期に確認してください。
- ③支援区分見直しスケジュールは、機構ホームページに掲載の「給付奨学金（家計急変採用）の支援区分見直しに係るスケジュール（右の二次元コード）」で確認できます。
- ④家計急変事由発生日の翌々年10月からは、「家計急変現況届」の提出が不要となり、マイナンバー等により取得した住民税情報に基づいて適格認定（家計）を行います。これを「平常化」といいます。
平常化の時期についても、上記③のスケジュールで確認できます。



重要

以下は通常の給付奨学金と同じです。
2026年度在学者用の「給付奨学金案内」を確認してください。



第三部

1 「自宅外通学であることの証明書類」の提出	35頁
3 適格認定（学業成績等）	35頁
4 在籍報告	36頁



おぼえ書き

学校から指定された申込期限や書類提出日等を記入して、提出もれなどのないようにしておきましょう。

申込関係書類の学校提出期限				スカラネット入力期限			
月 日 ()				月 日 () 時まで			
申込ID (「奨学金確認書兼地方税同意書」に印刷されています)							
Z	D	2	6				
メールアドレス (初回ログイン時に登録したもの)							
スカラネット入力完了時の受付番号							
				—		—	
スカラネット入力完了日 (誓約日)				「奨学金確認書兼地方税同意書」を郵送した日 (インターネットによるマイナンバーの提出後、1週間以内)			
年 月 日 ()				年 月 日 ()			

申請内容を記入しておきましょう。

あなたから見た家計急変者の続柄	家計急変事由	事由発生年月日
		年 月 日

参考 授業料等の減免について

授業料等の減免に関する不明点は在学期に確認してください。

I 申請から認定まで

1. 申請時期

通常、毎年春及び秋に在学期で募集を行っていますが、家計急変採用の場合は通年で申請を受け付けます。ただし、家計急変の事由(4ページ参照)が発生したときから原則として3か月(※)以内に申請する必要があります。申請方法と併せて、在学期に必ず確認してください。

※家計急変の事由が進学(進級)前に発生していた場合は、進学(進級)後3か月以内の大学等が定める期日までに申請してください。

II 認定後の手続き

1. 適格認定(家計)

支援開始年月から6か月経過後、3か月ごとに見直しを行います。収入証明書類は見直し回数を重ねるごとに累加され、提出した収入証明書類が12か月分以上となった後は、1年ごとに支援区分の見直しを行います。見直しの結果、授業料減免の支援が止まったり、減免額が変わることがあります。

※給付奨学金(家計急変採用)の適格認定と同じです(12ページ参照)。

重要

以下は通常の給付奨学金と同じです。
2026年度在学期用の「給付奨学金案内」を確認してください。



- I 申請から認定まで
 - 2. 対象校 3. 減免額(年額) 4. 支援対象者の要件(基準) 5. 申請手順等
- II 認定後の手続き
 - 2. 適格認定(学業成績等)

必ず裏面(所得に係るフローチャート)も提出してください。

給付奨学金(家計急変採用)確認事項提出書

(1)「申請者本人」について学生本人が記入してください。

氏名 (自署)	カナ		生年月日	(西暦)	年	月	日
	漢字		学校名				
			学籍番号				

(2)「家計急変者(※)」と「事由」について記入してください。 ▶ 該当者に✓を記入してください

※家計急変の事由が生じた生計維持者	<input type="checkbox"/> 父	<input type="checkbox"/> 母	<input type="checkbox"/> その他(あなたとの続柄) ()
-------------------	----------------------------	----------------------------	---

※家計急変者が2名の場合は、家計急変者ごとに本提出書を作成してください。(2枚必要)

事由	事由発生日	確認事項
<input type="checkbox"/> A: 死亡	<死亡日> (西暦) 年 月 日	亡くなった方が「家計急変者」となります。
<input type="checkbox"/> B: 3か月以上就労困難	<就労困難となった日> (西暦) 年 月 日	申請(スカラネット入力完了日)時点においても就労困難の状態が引き続いており、就労していない場合は申請ができます。
<input type="checkbox"/> C: 非自発的失業	<離職日> (西暦) 年 月 日	申請(スカラネット入力完了日)時点においても再就職や起業をしていない場合に申請ができます。
<input type="checkbox"/> D: 被災①(死亡等) <input type="checkbox"/> D: 被災②(収入減少)	<罹災日> (西暦) 年 月 日	申請(スカラネット入力完了日)時点においても被災により家計急変が継続している場合に申請できます。
<input type="checkbox"/> E: 父母等による暴力等から避難	<保護施設への入所日> (西暦) 年 月 日	避難の原因となった方が「家計急変者」となります。申請(スカラネット入力完了日)時点においても保護施設等に入所等している場合に申請ができます。

※各事由の説明や証明書類については、「給付奨学金案内(別冊)家計急変採用」の4~6ページを必ず確認してください。
(https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/kakei_kyuhen/moushikomi.html)



(3) 裏面(所得に係るフローチャート)に基づき、「家計急変者」の収入証明書類を用意してください。 <事由がB・C・Dの場合のみ>

(4) 裏面(所得に係るフローチャート)を確認しました。該当するものは以下のとおりです。
また、提出が必要な書類は全て添付しました。それ以外の未申告の所得はありません。 <事由がB・C・Dの場合のみ>

該当するものに✓を記入してください(複数の所得がある場合は全てに✓)

<input type="checkbox"/> 給与所得	<input type="checkbox"/> 事業所得	<input type="checkbox"/> 年金	<input type="checkbox"/> 不動産所得	<input type="checkbox"/> 雑所得	<input type="checkbox"/> 譲渡所得
<input type="checkbox"/> 一時所得	<input type="checkbox"/> 配当所得	<input type="checkbox"/> 利子所得	<input type="checkbox"/> 山林所得	<input type="checkbox"/> 一切の所得なし	

確認後✓を記入

(5) 申請(スカラネット入力完了日)時点においても(2)の「確認事項」に記載の内容が継続しています。
届け出た事項に虚偽があった場合は奨学生としての採用が取り消され、最大1.4倍の返金が求められることを承知しています。 <全員必須>

確認後✓を記入

<学校記入欄>

提出年月日 (西暦) 年 月 日

学校名

電話番号(担当者名)	学校番号	区分
- - ()

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

必ず本紙（所得に係るフローチャート）も提出してください。

は、提出書類です。

家計急変者の所得に係るフローチャート または に✓をして最後まで進んでください

※収入に関する証明書類の提出が必要な期間及び注意点は「給付奨学金案内（別冊）家計急変採用」7ページを参照してください。

START 両方に該当する場合は、**両方**に進んでください

